|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （様式１） | 　 | ＊登録番号 |  |
| ＊狩猟免許 |  |
| ＊損害の賠償 |  |
| ＊放鳥獣猟区の区域の登録の有無 |  |
| ＊施行規則第65条第7号、8号又は第9号該当者か否かの別 |  |
| 整理番号 | 　 | ＊対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 |  |
| 狩猟者登録申請書　　　　　　知　事　様令和　　　年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 写真・６か月以内撮影・無背景、上3分　身、無帽、正面・縦3.0cm×横2.4cm・裏面に氏名および撮影年月日を記載 |

 |
| 住所 | （〒　　　－　　　　）電話番号　　　－　　　　－　　　　 | 登録手数料・狩猟税裏面参照 |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 西暦・昭・平　　年　　月　　日生 |
| 日中連絡先 |  |
| 下記のとおり狩猟者登録を受けたいので鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。記（１）狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日および狩猟免状の番号※第２種銃猟免許に係る登録の場合に限り、所持する免許の種類の□にレ印を付す。なお、第１種銃猟免許を受けたものが空気銃のみを使用する場合は、第２種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第２種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。） |
| □網猟免許に係る登録 | １ 　網　 | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 狩猟免状の番号 |
| 令和　　年　　月　　日 | 大網 |
| □ わな猟免許に係る登録 | ２ わな | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 狩猟免状の番号 |
| 令和　　年　　月　　日 | 大わな |
| □ 第１種銃猟免許に係る登録 | ３ ライフル銃４ 散弾銃５ 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 狩猟免状の番号 |
| 令和　　年　　月　　日 | 大一種 |
| □ 第２種銃猟免許に係る登録 | ６空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） | 所持する免許の種類　□第１種銃猟免許　□第２種銃猟免許 |
| 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 狩猟免状の番号 |
| 令和　　年　　月　　日 | 大二種 |

|  |
| --- |
| （２）狩猟をしようとする場所（下記該当番号を○で囲むこと） |
| １　都道府県の区域全部 | ２　放鳥獣猟区の区域 |
| （３）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第１項第７号、第８号または第９号の該当者であるか否かの別（該当の号数または「いずれにも該当しない」の□にレ印を付する。） |
| □　第７号（許可捕獲をした者）に該当□　第８号（許可捕獲等に従事した者）に該当 | □　第９号(認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者)に該当□　いずれにも該当しない |
| （４）対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は、□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記入してください。） |
| * 対象鳥獣捕獲員である
* 対象鳥獣捕獲員でない
 | 対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （５）免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。） |
| 免許の効力の停止の有無 | １．有２．無 | 停止の期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| （６）猟銃・空気銃所持許可証番号および交付年月日（第１種銃猟免許または第２種銃猟免許の場合） |
| 第 １ 種銃猟免許 | １．ライフル銃 |

|  |
| --- |
| 猟銃・空気銃所持許可証番号 |
| 第 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 号 |
| 所 持 許 可 交 付 年 月 日令 和　　　　年　　　月　　　日 |

 |
| ２．散弾銃 |
| ３．空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） |
| 第 ２ 種銃猟免許 | ４．空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） |
| （７）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項 |
| 共済事業 | 法人名 | 対象損害 | 給付額 | 被共済期間 |
| （一社）大日本猟友会 | 対　人　賠　償 | 　４，０００万円 | 自令和　　年　　月　　日至令和　　年　　月　　日 |
| 損害保険契約 | 保険会社名 | 対象損害 | 保険金額 | 被保険期間 |
|  |  |  | 自令和　　年　　月　　日至令和　　年　　月　　日 |
| 資産保有 |  |
| （８）職　業 |

|  |
| --- |
|  |

職業を具体的に記載し、さらに職業分類の下記該当番号を○で囲むこと。 |
| １．専門的・技術的職業従事者　　　　２．管理的職業従事者　　　３．事務従事者 |
| ４．販売従事者　　　　　　　　　　　５．農林業従事者　　　　　６．漁業従事者 |
| ７．採鉱・採石作業者　　　　　　　　８．運輸・通信従事者　　　９．技能工・生産工程作業者 |
| 10．単純労働者　　　　　　　　　　　11．保安職業従事者　　　　12．サービス職業従事者 |
| 13．分類不能の職業　　　　　　　　　14．無職 |
| （９）個人情報の取扱いについて申請者の個人情報は、狩猟にかかる行政事務の手続き等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。 |
| 個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意 | １．同意する　　　２．同意しない |
| 記載上の注意事項１．文字は、楷書で明瞭に記載すること。２．(1)狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類の□内にレ点を記入すること。（複数の選択可）ライフル銃を所持している者にあっては、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下の銃。いわゆるハーフライフル銃）の場合、狩猟免状の番号の下に、「特定ライフル銃」、「既得所持」（銃刀法改正施行（令和７年３月１日）前に取得の場合）等と記載すること。３．(2)は該当番号を○で囲むこと。　４．(8)は職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。５．(9)は個人情報の取扱いに関する同意の有無の番号を○で囲むこと。　６．＊印欄には申請者は記載しないこと。 |

（裏面）

狩猟者登録手数料及び狩猟税について

〇狩猟者登録手数料（１件につき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手数料 | 登録申請件数※ | 備考※ |
| 1,800円 | 　　　　枚 | □1,800円□3,600円□5,400円 |

〇狩猟税

|  |  |
| --- | --- |
| 狩猟者の登録の区分 | □１府内の対象鳥獣捕獲員□２府内で許可捕獲を行う認定鳥獣捕獲等事業者の従事者□３許可捕獲等の実施者（登録の申請前１年以内に許可を受けて許可捕獲等を行った者）□４許可捕獲等の従事者（登録の申請前１年以内に許可を受けた者の従事者として許可捕獲等に従事した者） |
| 免許の種類 | 税率適用区分 | 税 額 （ 円 ） |
| 狩猟者の登録の区分 |
| 1・2※ | 3・4※ | 左以外※ |
| 第一種銃猟 | ア：下記イ以外の方 | □課税免除 | □8,200円 | □16,500円 |
| イ：当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、次のいずれかに該当する方で、住所地の市町村長が発行した証明書を添付した方（１）農林水産業に従事している方（２）控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方（３）今年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方の控除対象配偶者又は扶養親族 | □5,500円 | □11,000円 |
| 網猟又はわな猟 | 上記イ以外の方 | □4,100円 | □8,200円 |
| 第一種銃猟のイと同様 | □2,700円 | □5,500円 |
| 第二種銃猟 | 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 | □2,700円 | □5,500円 |

※□は記入しないでください。

（注１）　免許の種別は、次のように使用する猟具により異なります。

　　　　 　　網猟・・・網

　　　　　　　わな猟・・・わな

　　　　　　　第一種銃猟・・・装薬銃

第二種銃猟・・・空気銃

　　　なお、第一種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合は、その空気銃に係る狩猟税は非課税と
なります。

（注２）　次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和１１年３月３１日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

※　対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方・・・課税を免除
（対象鳥獣捕獲員とは、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第９条第２項
　に該当する者、認定鳥獣捕獲等事業者方とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条
　の５第２項第１号に規定される者を指します。）

※　狩猟者登録の申請前１年以内に許可捕獲等を行った方・・・上記税率に２分の１を乗じた税率

（許可捕獲等を行った方とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律第９条第１項の許可を受けて

その捕獲等を行った者又は、許可を受けた者の従者者としてその捕獲等に従事した者を指します。）

　　　狩猟税については、こちらもご覧ください。
（狩猟税：<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/shuryou.html>）